からも委員を選
機關たらしめ共
事業を手厚くし
會社の誠意を疑
ある
しある組合側は
施を要求して居
れば不誠意の譏りを免れない
重要案件三項を除けた以外に更に
實施期日の明言の無いのは一週間
不眠不休で作り上げた回答案の價
値を非常に稀薄にするものだと言
はねばならない

は頗る順調
多分解決するだらうと
加々美特高課長は語る

課長は六日正
員側の代表者
會見し會社の
議を重ね次で
に訪ひ密談を
代表者側と會
長は「私とし
語る事は出來
を解決する上
に都合もよからう」と語るを避け
たが加々美課長は頗る樂觀の態度
で
職工側代表者と會見したが交渉は
極めて順調に進んで居る、唯一項
ブツ突かる點があるので此點に對
し今一應熟議を重ねて遲くも茲一
時間位の中には最後の決定を見た
いと思つて居るそして問題は最も
圓滿に解決を告げるものと大なる
自信を持つて居ると云々

高課長
電を訪問
雨か？風か？形勢混沌

に對する組合
に苦心慘憺た
一時から社長
如何を氣遣つ
時十五分に至
は佐藤代表と
同伴して大電本社を訪問した、雨
か？風か？社長室の空氣は漸が上
に緊張して犧牲者の一項を極力主
張する佐藤代表の聲が室外に洩れ
て來る果して如何に結末がつくか
形勢は險惡と言はねばならない

わきに巡査一人
日の安治川發電所
其の筋の警戒嚴重を極む

た、大電安治川い空氣に包まれたやうで朝の交代
なく一種の重時間の七時が來ると所轄福島署か
ら制服私服の警官隊續々と繰込み
無慮百數十名といふ大衆で正門か
ら事務所前、各作業場など殆ど十
間隔に一人といつた物々しい警戒
振りを見せる
一方回答案の來るのを待ちに待ち
つゝある従業員中七時交代の職工
雜役工等百數十名は交代時間が來
ても引揚げずに其儘食堂へと雪崩
れ込む、かくて十時半大電本社か
らまた回答案が門衛脇の掲示板へ
と揭げられると食堂内の職工連は
スワこそと許り鋭い緊張振を見せ
つゝ掲示板をとり捲く、警官隊の
眼が一齊に光る

三、（イ）現役應召者は入營入團後二
週間を缺勤者と認む
（ロ）現役應召者退職したるときは
勤續一箇月に付日給二日分の割
合の金額を支給す
（ハ）簡閲點呼召集當日の給料全額
を支給す
（ニ）勤務演習召集中の給料全額を
支給す
（ホ）――
四、毎年春秋二回會社經費により慰
安會を擧行する事
五、安治川發電所石炭賞與の配給方
法を同所従業員全部に公表する事
六、期末賞與を従業員全部に配給す
る事
七、増資功勞金分配に關する株主總
會の決議及其の配給方法の内容を
従業員全般に公表する事
八、助手を技手、職工を工手と改め
技手の待遇を月給雇員と同一に取
扱ふ事
九、（イ）扶助料
弔祭料 金五十圓以上
死亡手當金 八百圓以上
障害扶助料 八百圓以上

（ロ）入社六箇月後に於て入營入團の
爲め退職したるときは一箇月に付
日給二日分を給與す、但し三十日
分を限度とす休職を命じたる場合
は此金額を支給せず
（ハ）參會當日の給料全額支給す
（ニ）召集中の勤務日數の半額を支給
す
（ホ）勤務演習並に簡閲點呼應召のた
めの缺勤は皆勤賞與に關しては出
勤と見做す
適當の方法により擧行す
安治川發電所従業員に公表す
種々の關係より相當考究を要する
ものと認む
株主總會の決議は已に公表せり配
給方法は公表する能はず
名稱の變更は異議なきも助手の待
遇に關しては一般社則變更の際に
考慮するものとす
一、葬祭料 金五十圓以上
二、遺族扶助料 日給二百五十日分以上
三、障害扶助料 日給 二百日分以上
同 百七十日分以上
四、同 百 日分以上
同 三十日分以上

一箇年に對し 日給 六十日分以上
一箇年を増す毎に 十日分
一、三箇年以上のものには退職手
當の外に其の三倍以上の金額を
支給す
十、一般罹病者缺勤中の救濟金
三週間以上、缺勤中の日給二分の
一以上
三箇月以上は日給三分の一迄減ず
ることを得
十一、倶樂部を一般従業員に開放す
る事
十二、作業服の支給を一般従業員に
及ぼす事
十三、犧牲者を出さゞる事
十四、大正十年五月一日より實施の
事
備考 現行制度は左の通りである
一、確認せず▲二、（イ）建物を會社より貸與し請負制度とせり▲三、（イ）即日退職せしむ（ロ）支給せず（ハ）支給せず（ニ）支給せず（ホ）同上▲四、擧行せず▲五、公表せず▲六、従業員全部には配給せず▲七、株主總會の決議は公表したるも其配給方法は公表せず▲九、（イ）金十圓以上、日給二百日分以上（一）日給百七十日分以上（二）同百五十日分以上（三）同百日分以上（四）同三十日分以上、助手日給年額百分の三十以下、職工同百分の二十以下（ロ）（一）なし（二）滿五箇年に付日給三十日分尚一箇年を増す毎に十日分（三）滿十箇年に付日給百二十日分尚一箇年を増す毎に二十日分其他規定なし▲十、規定なし▲十一、懇和會員（社員準社員）のみに使用せしむ▲十二、被服貸與規程により貸與す

（前項によらず）會社の都合により解雇したるとき
一、一箇年未滿のものには 日給 三十日分
一、滿一箇年以上のものは 日給 四十日分
滿一箇年を増す毎に 二十日分
一、滿五箇年以上のものは退職手當
の三倍
二十日以上に亘るとき其の後の缺
勤一日に對し日給二分の一、六十
日に亘るときは停止し勤續年限を
中斷す
開放し使用せしむ
現行被服貸與規程により貸與す
明約すべきものに非ず

食堂でコップ酒
緊張し切つてゐる
春日出發電所の職工連

いひ知れぬ不穩の光景裡に回答案
の條々夫れからくへと殘りなく
讀まれて行つたがヤハリ第一條團
體交渉權保留が問題となつた模様
で再び食堂へ引返した後もそれだ
けが話題になつて口々に會社の誠
意を疑つてゐた
一方歸るべき筈の實行委員が午後
二時になつても顔を見せない、萬
事を委員任せにしてゐる彼等の不
安は刻一刻に加はり食堂の人波も
次第に多くなつて作業中の鐵盤其
他の工場も仕事が手に着かぬとい
つた風で窓から顔を出したり、何
んかと全く形勢觀望の體でサボつ
てゐた
一方春日出發電所の方では安治川
の靜穩さに比べて一層の緊張振だ
同所では前夜來今日發表されると
いふ本社側回答案の内容が略ぼ嗅
出され其中第一條の交渉權云々の
一項が保留と知つて渡邊委員外兩
三名は右の報告旁々職工側の諒解
を求めんと五日夜十一時頃全部の
職工を食堂に集めて一場の演説を
すると
職工連いづれも「そんな腰弱で何
うなる」と渡邊氏を罵り合つた末
演壇から引下してアハヤ袋叩きに
せんず形勢となり委員等はその
儘這々の體で逃げて了つたといふ
調子たつたので回答日の六日には
ヤハリ七時交代の職工百名餘り食
堂に控へた、かくて十時半木村所
長から回答案の條々を讀聽かされ
たがヤハリ保留、削除の箇條々々
には一齊不服の體で
口々に會社側を罵り合ふといふ不
穩さで果ては孤樽を食堂へ持込み
鏡を拔いて手に手にコップ酒を呷
るといふ有様で形勢刻一刻と物凄
さを加へて行くが待ちに待ちたる
委員連は午後二時になつても顔を
出さない

漸く解決を見た
電業員側が會社の
回答を大體において認める

實行委員は會社側の誠意を認め午後二時五
十分大體の條項を容れて事件は無條件で解
決した

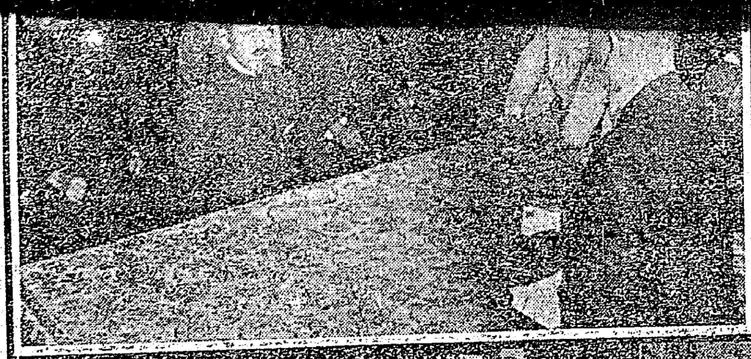

【上】宮崎社長より佐藤電業員代表に回答書を手交す【下】回答を待つ春日出發電所

阪急の大停電

阪神急行電車は六日午後零時三十
分から宇治川水電の送電線臨時切
替工事のため送電不能となり塚口
神戸間に亘つて約三時間半停電し
各停留所とも乘客が黒山をなして
居た、該工事は三時過に至らされ
は完成せぬ模様であつた